



山形県公報

令和元年7月2日(火)

号 外 (8)

目 次

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則…………… 1

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年7月2日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

第2条の4第2項中「又は低病原性鳥インフルエンザ」を「、低病原性鳥インフルエンザ又は豚コレラ」に改め、同条第3項中「牛」を「牛又は豚」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第6条第1項第3号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、豚コレラとする。

第3条の7第2項中「文仁親王又は」を削る。

第3条の9第1項第4号中「4時間」を「3時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年7月2日印刷 発行所 山形県庁
令和元年7月2日発行 発行人 山形県